

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

江津市創造力特区推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

島根県江津市

3 地域再生計画の区域

島根県江津市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は、1960 年の 41,248 人（旧江津市と旧桜江町の合計値）をピークに減少しており、2020 年国勢調査の結果では 22,959 人まで落ち込んでおり、住民基本台帳によると、2024 年には 21,131 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、2060 年には総人口が約 12,600 人になると予測されている。

年齢 3 区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14 歳）は 1960 年の 13,145 人をピークに減少し、2020 年には 2,403 人となる一方、老年人口（65 歳以上）は 1960 年の 3,854 人から 2020 年には 9,008 人と増加の一途をたどっており、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口（15～64 歳）も 1960 年の 24,249 人をピークに減少傾向にあり、2020 年には 11,467 人となっている。

自然動態をみると、出生数は 1965 年の 481 人をピークに減少し、2020 年には 112 人となっている。その一方で、死亡数は 2020 年には 420 人と増加の一途をたどっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は 308 人（自然減）となっている。社会動態をみると、1994 年には転入者（1,418 人）が転出者（1,413 人）を上回る社会増（5 人）であった。しかし、若者の進学先、就職先としての選択肢が市内には乏しく、また雇用の機会の減少により、2020 年には 21 人の社会減となっている。なお、転入・転出者の移動理由を年齢別にみると、転出では、18 歳の就学・卒業、20～22 歳の就職・就学・卒業によるものが、転入では 20～29 歳の就職及び 25～34 歳の転勤などによるものがそれぞれ大きく、「転入－転出」では、18 歳が 46 人の社会減、22 歳が 11 人の社会減

と、転出超過が大きい状況である。

人口は、若年層の県外流出（社会減）と高齢化と少子晩婚化による出生数が死亡数を下回り（自然減）、減少している。

この主な要因として本市の地場産業である瓦工業等の衰退をはじめ、魅力ある雇用の場が少なく、進学就職による市外への流出とU I ターンによる帰郷の選択肢が限られたことが大きな要因と考えられる。

人口減少や少子高齢化が進むことで、地域経済活動の縮小、地域医療の維持、地域活動の担い手不足、公共交通網の廃線・縮小といった課題が生じる。

これらの課題に対応するため、結婚支援や子育て支援、地域コミュニティを通じた支えあいにより自然減を抑制していく。また、ビジネスプランコンテストによる新規創業、企業誘致や地元就職促進等の多様な事業を実施し、社会減は改善してきている。更に、多様な生業と魅力ある雇用の確保や企業とのマッチングによる人材確保など新たな取り組みにより、引き続き社会減を抑制していく。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、目標達成を図る。

基本目標 1 多様な生業（なりわい）と魅力ある雇用があるまち

基本目標 2 住みたい！自分を活かせる場所があるまち

基本目標 3 子どもたちの未来を地球みんなで育むまち

基本目標 4 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

【数値目標】

5－2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2029年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	移住者数（Iターン者数）	121人	170人	基本目標 1
イ	学生の活動量	4回	6回	基本目標 2
	地域への郷土愛	3.5ポイント	4.0ポイント	
	地元への就職率	30%	35%	
ウ	20-30代女性の転入率	18%	25%	基本目標 3
	20-30代女性の転出率	20%	17%	

	50歳代未婚率	13%	10%	
	子どもの数（小学生）	893人	720人	
	合計特殊出生率	1.57	1.65	
エ	モデル地区の数	0地区	3地区	基本目標 4
	地区別の転出率	4%	3%	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

江津市創造力特区推進事業

ア 多様な生業（なりわい）と魅力ある雇用を創出する事業

イ 住みたい！自分を活かせる場所を創出する事業

ウ 子どもたちの未来を地域みんなで育む事業

エ 住み慣れた地域で安心して暮らせる事業

② 事業の内容

ア 多様な生業（なりわい）と魅力ある雇用を創出する事業

（1）地域産業の競争力強化（新分野進出・新事業展開、創業支援）

a 新規創業などにかかる支援

・金融や経済団体、行政などが連携し、新規創業の個々のケースに応じ
て、具体的な支援を行う。

b 地場産業の競争力強化支援

・新たな技術の開発・習得、新事業展開など、企業活動の持続と活性化
を見出そうとする中小企業者に対して、事業展開にかかる経費を支援
する。

- ・地場産業である瓦産業においては、販売力の強化を重点施策として様々な取り組みを行う。
 - c 事業承継への支援
 - ・金融や経済団体、行政などが連携し、個々のケースに応じて、具体的な支援を行う。
- (2) 地域資源を活用した産業の創出と育成、創業の促進
- a 高付加価値の有機農業、農林水産業の6次産業化、農商工連携の推進
 - ・付加価値が高い有機農産物の生産者（担い手）を増やし、農林水産物直売所などでの販売を促進する。
 - ・農商工連携や6次産業化に取り組む企業などのビジネスマッチングなどを促進し、経費的支援、コーディネーターによる専門的な助言や指導を行う。
 - ・農林水産物直売所や学校給食への食材供給など地産地消の推進や生産者の拡大、農地の遊休化防止などの農業振興を推進する。
 - b 循環型林業の構築
 - ・木質バイオマス発電所を中心とした循環型林業の推進と林業の再生や雇用創出を図るため、林業事業体などへ支援を行う。
 - c 地域資源や地域特性を活かしたビジネスの創出促進
 - ・ビジネスプランコンテストや起業支援のための体制づくりを進め、地域資源や特性を活かしたビジネスの創出を促進する。
- (3) 安定した雇用の確保
- a 企業誘致の促進による雇用創出
 - ・IT関連企業やソフト産業の積極的な誘致、製造業などの新規立地を促進するため、未活用公共施設の提供や企業立地のための経費を支援する。
 - b 市内企業の人材確保と求職者の就業促進
 - ・市内企業の求人と求職者の適切なマッチング並びに人材の確保を促進する専門員を配置する。
 - c 企業の魅力化推進
 - ・企業自らが従業員とともに成長する魅力ある企業への改革を促進する

とともに就職した人材の離職防止を支援する。

d 外国人労働者受け入れ支援

- ・企業が必要とする外国人労働者の受け入れを支援する。また、外国人労働者も地域に溶け込めるよう、地域活動への参画を促進する。

e 農林水産業の担い手確保と育成

- ・新規就農者の確保・育成、企業の農業参入及び集落営農の組織化などの多様な担い手へ支援を行う。

(4) 観光産業の推進

a 地域観光資源の活用

- ・地域資源を活用した効果的な観光PRを行う。
- ・参加体験型観光ニーズに合わせた多様な形のツーリズムを展開することにより、交流人口の拡大、宿泊施設への誘導を図ることとする。

b 有福温泉活性化の推進

- ・有福温泉街の活性化を様々な角度から検討するとともに、地域と連携し観光地として賑わいを取り戻すための施策を検討する。
- ・廃業した旅館や空き家など遊休施設のリノベーションを図り、一過性の観光地から、地方の暮らしを楽しむ拠点（中長期滞在型エリア）としての機能をもたせ再生を図ることとする。

c プロモーション活動の展開

- ・日本遺産に認定された石見地域に伝承される神楽、江津の人麻呂などを活用し、温泉、市内宿泊施設へ宿泊客を誘致するため、プロモーション活動を強化する。
- ・外国人観光客を誘致するため、石見地域だけでなく、地域外の事業者などとも連携し外国人観光客の受入れ体制づくりを進める。

イ 住みたい！自分を活かせる場所を創出する事業

(1) UIターンの促進

a 外部人材の活用による移住・定住の促進

- ・移住定住の専門相談員を配置し、定住相談や支援をきめ細かく行う。
- ・地域づくりを促進する団体や農林水産業者などが外部人材を受け入れて地域活性化や創業に取り組む場合、生活費の一部を支援する。ま

た、外部人材の移住を促進するため、都市部で人材誘致イベントや定住相談会を実施する。

- ・ 外部人材を活用して、定住対策や地域の活性化を促進する。また、地域コミュニティやNPO法人などによる空き家の多様な利活用（交流拠点、福祉拠点、シェアハウスなど）を促進するため、空き家改修にかかる経費の一部を支援する。

b 地域コミュニティとの協働による定住促進

- ・ 地域コミュニティが市と協働でU I ターン者の受入れの取り組みを行うとき、その取り組みに関する支援を行う。

c 定住相談のワンストップ化による効率的な移住支援

- ・ U I ターン者向けの住居情報の提供や就業・起業支援など、定住相談や支援の充実と一元化を進める。

d 戦略的な情報発信による移住・交流促進

- ・ 特色ある取り組みやまちづくり、活躍する人や企業などを魅力ある情報体に再構築し、市ホームページなどのあらゆる媒体により発信します。また、都市部へまちのプロモーションを行い、本市へのU I ターンを促進する。

(2) 若年世代の人口減少を抑制

a 市内教育機関などとの連携

- ・ 高等学校などの魅力化と特色ある教育環境づくりにより、市外・県外からの生徒を確保する。また、能力開発大学校の卒業生の市内就職による定住を促進する。

b 市内就職の促進

- ・ 小・中・高の児童・生徒、教員や保護者などの市内企業への理解を深め、市内就職を促進する。
- ・ 支援コーディネーターにより、若年世代の求職者と市内企業のマッチングを支援する。

c 市内企業が必要な人材の移入促進（市外から）

- ・ 中小企業などが必要な技術者などを都市部から移入する取り組みを充実するとともに、人材を惹き付けるために企業自らが魅力化に取り組

むよう働きかける。

(3) ふるさと回帰・地域を担う人づくり

a 地域ぐるみの「ふるさと・キャリア教育」などの推進

- ・江津の「ひと・もの・こと」を活かした学習活動を通して、ふるさとへの愛着と誇りを育むとともに、子どもたちの自立に必要な力をつける教育を推進する。
- ・学校と家庭と地域の協働のもと、異年齢の子ども同士、子どもと大人、大人と大人のつながりを意識して、各地域の状況に合わせた活動を展開する。
- ・子どもの実体験を支える地域の学びの場づくりを行うこととする。また、市民（大人）による地域課題解決に必要な学習活動を支援することで、地域を担う人材の育成に取り組む。

ウ 子どもたちの未来を地域みんなで育む事業

(1) 結婚の希望をかなえる

a 結婚支援の充実

- ・個人や企業などの江津市結婚推進員の登録を促進し、市民・企業などの主体的な結婚促進活動を支援する。

b 若年世代からの結婚観の醸成

- ・中学生や高校生に結婚や子育てに対する有用な情報を提供し、結婚観などを醸成する。

(2) 結婚・妊娠・出産・子育て・再就職の不安感や孤独感を解消する

a 各種相談窓口の一元化

- ・若年世代の結婚、妊娠・出産・子育て、再就職などの相談窓口を一元化し、相談者の負担軽減と効果的な支援を行う。
- ・地域子育て支援センターの利用促進を図るとともに、地域における子育て力の再生を図り、地域ぐるみの子育て支援の取り組みを進める。

b 各種相談の充実、子どもの健やかな成長を支援

- ・子育てサポートセンターが実施するさまざまな事業を通じて、子どもの健やかな成長を支援する。

- ・安心して出産や育児ができるよう個別の相談指導を行う。
- ・子どもを望む夫婦への不妊治療費にかかる支援を行う。

(3) 子育ての経済的負担の軽減

- a 多子世帯や低所得世帯の子育てや教育にかかる経済的負担の軽減
 - ・子育てにかかる経済的な負担感が大きい多子世帯や低所得世帯を対象に、保育料などの負担の軽減を図ることとする。
- b 子育てにかかる医療費負担の軽減
 - ・就学前乳幼児などの医療費や入院時の食事代について負担の軽減を図ることとする。

(4) 保育・教育環境の充実

- a 多様なニーズに即した保育環境の整備と充実
 - ・保護者の就労形態が多様化する中で、安心して働ける環境を整備するため、多様な保育サービスを提供する保育所を支援する。また、保育サービス提供のための保育士確保対策として、処遇改善や一時金の支給など保育士が就労しやすい環境を整備する。
- b 「生きる力」を培う教育の推進
 - ・基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせ、自ら考え、判断し、表現する力を育むことで、問題解決の能力や資質を養う。
 - ・豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力など、心身の健康の増進を図る取り組みを推進する。
 - ・学校・家庭・地域が相互に連携しつつ、子どもたちの「生きる力」を育むこととする。

(5) 仕事と子育ての両立支援

- a 子育て世代が働きやすい環境づくり
 - ・子育て中の女性などに対し、起業や再就職などきめ細かな情報提供や支援を行う。
 - ・ワークステーション江津に配置したコーディネーターにより、市内企

業などの求人と女性求職者のマッチングを促進する。

- ・仕事と子育ての両立を支援するため、放課後児童クラブの充実を図ることとする。

・市内企業へワークライフバランスに関する意識啓発を行い、女性や若者が働きたくなるような企業の魅力化を推進する。

エ 住み慣れた地域で安心して暮らせる事業

(1) 地域コミュニティ（住民自治組織）の形成による支え合いの仕組みづくり、安全・安心な暮らしの確保

a 地域コミュニティの活動支援

- ・生活圏域を単位に形成された地域コミュニティ（住民自治）を中心に、互助・共助による地域コミュニティ活動を活性化を図る。
- ・地域の「小さな拠点」として互助・共助の機能を集積し、地域の生活サービスを維持・確保することで、地域住民が住み続けられるよう支援を図る。

b 地域コミュニティとの連携による安全・安心な暮らしの確保と地域の保全

- ・地域コミュニティとの連携により、通院や買い物の利便性の確保など、地域において安心して住み続けることができるような仕組みづくりと環境整備を促進する。
- ・地域住民による自主防災・防犯活動を推進し、一人暮らしの高齢者や障がい者など誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを進める。
- ・桜江地区の公共サービスや生活機能のワンストップ化を進める。
- ・農山村のもつ多面的機能（国土や自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など）の維持・発揮を図る取り組みを進めるため、地域のまとまりを単位とした活動組織などを地域コミュニティが支援し、集落環境の保全、鳥獣被害の防止、農地などの適正な管理などを推進する。

(2) 中心市街地の活性化、地域公共交通のネットワーク化

a 中心市街地の活性化と交流促進

- ・交流人口の拡大と街中のにぎわいを創出する取り組みを推進する。

b 公共交通ネットワークの構築

- ・各種交通手段について居住拠点や中心市街地へのアクセスの向上に適したネットワークの構築を図る。

(3) 健康で安心して暮らせる医療・介護と保健・福祉の体制づくり

a 医療・介護体制の充実

- ・公的病院、地域医療拠点病院の医師・看護師などの医療従事者の確保により、地域医療提供体制を維持する。
- ・病診連携、医療・介護連携による高齢者などの在宅生活の支援体制を整備するため、在宅医療・介護連携を支援する相談窓口（在宅医療・介護連携支援センター）を設置・充実を図る。

b 地域と職域、医療と保健・福祉の連携による健康づくり

- ・平均寿命や健康寿命を延伸するため、地域や職域において健康づくりを推進し、青壮年期からの切れ目のない健康増進活動に取り組む。
- ・健康寿命を延伸するため、青壮年期からの生活習慣の改善や高齢期の介護予防を推進する。

c 安心して暮らすことのできる地域包括ケア体制づくり

- ・高齢者などが住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実するとともに、医療・介護などの公的サービスだけではなく、地域での見守りや身近な支援体制づくりによる地域包括ケアシステムの構築を図る。

※なお、詳細は第3期江津市総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

690,000千円（2025年度～2029年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度8月、10月に、外部有識者による評価検証を行い、翌年度以降

の事業に反映します。検証後は速やかにその内容を江津市公式HPに掲載します。

⑥ 事業実施期間

2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日まで